

# 被扶養者認定に必要な添付書類

健康保険組合は、以下の書類等をもって、被保険者と認定対象者との間に主たる生計維持関係が認められるか否かを判定しますので、漏れのないように書類をそろえて提出してください。

この表内では、ご提出いただく書類に番号（書類説明No.）を付してあります。それぞれの書類については「添付書類についての説明」のページで詳しく紹介していますので必ず確認してください。

◎…必ず提出いただく書類    ○…該当する場合に提出いただく書類    ▲…状況に応じて提出いただく書類（健保へご連絡ください）

申請の対象となる家族（認定対象者）の状況等	書類説明No.	続柄 書類名称等	配偶者	子				父母 祖父母		弟妹・孫・兄弟	兄弟・弟妹・孫の配偶者	おじ・おば・甥・姪及びその配偶者
				新生児	未就学児 中学生	高校・専門・大学生	大学院生	中学卒業以上の無職者	実父母・養父母・実祖父母			
必須書類	必ず提出する書類（一部を除く）	① 被扶養者異動（増加）届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		② 住民票（世帯全員分の続柄が記載されたもの）※写し可	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		③ 扶養状況届	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
収入に関する書類	現在、収入なし	④ 前年（1～5月に申請する場合は前々年）から無収入の方	◎					○	○	○	○	○
		⑤ 前年（1～5月に申請する場合は前々年）から今年に退職した方 退職後、年金等の収入が発生する予定の方	◎					○	○	○	○	○
		⑥ 退職後、雇用保険失業給付を受給する予定の方	▲					▲	▲	▲	▲	▲
		⑦ 所得証明書（非課税証明書）※写し可	○									
	現在、収入あり	⑧ パート・アルバイト	○				○	○	○	○	○	○
		⑨ 自営業（個人事業等）・農業	○				○	○	○	○	○	○
		⑩ 各種年金・恩給	○					○	○	○	○	○
		⑪ その他（利子・配当等）	○					○	○	○	○	○
	その他の書類	⑫ 雇用保険失業給付の受給終了または受給延長に伴う申請の方	○					○	○	○	○	○
		⑬ 住民票で被保険者との続柄が確認できない方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭ 被保険者と別居（社命による単身赴任を除く）している方		○					○	否認	○	否認	否認	
⑮ 学校等に通っている方（小・中学生を除く）		○								○	○	
⑯ ⑤の退職を証明する書類で資格喪失日の確認ができない方		○					○	○	○	○	○	
⑰ 被保険者の他に、収入のある別の扶養義務者がいる場合		○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
⑱ 結婚による申請の場合		○										
補足等	⑲ 外国籍の方	⑲ 在留カード（写／両面） 特別永住者証明証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険組合が必要と判断した場合は、これら以外にも追加で証明・証拠書類等を提出いただくことがあります。なお、健康保険組合が求める書類等の提出を拒否する場合は、被扶養者の資格審査を拒否したものとみなします。</li> <li>● 届出や添付書類を偽って被扶養者資格の認定を受けたことが判明したときは、資格認定日まで遡ってその資格を取り消し、その間に健康保険組合が負担した医療費等がある場合はすべて返還していただきます。</li> <li>● 被扶養者資格が認定された後に、そのご家族が就職や収入増により被扶養者の資格を満たさなくなった場合は、速やかに健康保険組合へ連絡し手続きを行ってください。</li> <li>● 被扶養者資格を認定した後も、健康保険組合は引き続きその資格を満たしているかの調査を定期的実施しています。この調査にご協力いただけないときは被保険者（健康保険組合）の権限により資格を喪失させることがあります。</li> <li>● ご提出いただく書類は、被扶養者認定を公平・公正に行うために使用するもので、それ以外に利用することはありません。</li> </ul>											

## 添付書類についての説明

No.	書類の名称等<<入手先>>	詳細説明・注意事項等
①	住民票 <<市区町村>>	同居の事実、続柄、家族構成(他の扶養義務者の有無)等を確認します。 > 3か月以内に交付された <u>同一世帯全員の続柄が記載されたもの</u> をご用意ください。(写しでも可)
②	扶養状況届 <<健保組合>>	認定対象者となった経過や生活実態等の把握をします。 > 同時に2人以上申請するときは、それぞれ1部を作成してください。ただし、 <u>新生児および未就学児～中学生の申請の場合</u> は不要です。
③	所得証明書(非課税証明書) <<市区町村>>	収入の有無、収入の額等を確認します。 > <u>最新の「所得証明書」「課税・非課税証明書</u> 等を提出してください。 ※必ず <u>最新の内容のもの</u> (通常、6～12月交付分は前年、1～5月交付分は前々年の所得が証明されています。)を入手してください。
④	退職を証明する書類 <<前勤務先>>	就労による収入がなくなったこと、前勤務先の健康保険を脱退したこと等を確認します。 > <u>退職時の「源泉徴収票(退職年月日が記載されたもの)」の写し</u> や勤務していた会社が発行する「 <u>退職証明書</u> 」等(公務員等の場合は「 <u>国家公務員等退職票</u> 」の写しなど)を提出してください。いずれも用意できない場合は、④の「 <u>健康保険資格喪失証明書</u> 」でも可とします。
⑤	年金見込額照会回答票 <<年金事務所>>	収入の有無、収入の額(見込み)等を確認します。 > 年金も収入に含むため、受給開始年月や受給額の見込みを確認する必要があります。
⑥	雇用保険受給資格者証 <<公共職業安定所>>	この書類を提出いただく状況にある場合は、 <u>事前に健保組合へ連絡・確認</u> してください。 > 提出いただく場合は <u>両面の写し</u> をご用意いただきます。
⑦	給与明細書 <<勤務先>>	収入額の確認、今後の収入の予測等に使用します。 > <u>直近3か月分の給与明細書の写し</u> を提出してください。パート・アルバイト等の勤務開始から間がなく <u>3か月分の給与明細書がないときは雇用契約書の写し</u> (①時給、②1か月の勤務日数と1日の勤務時間がわかるもの)を提出してください。雇用契約書もない場合は、勤務先に雇用証明(前述の①②を含む内容)を発行してもらってください。いずれもそろわないときは、給与明細書が3か月分になるまで処理を保留することがあります。
⑧	確定申告書・収支内訳書 <<税務署への届出の控え>>	収入・所得、経費等をできる限り詳しく確認します。 > 直近の確定申告書(控)に加え、収支内訳書も必ず提出してください。(それぞれ写しを提出のこと)
⑨	年金受給額がわかる書類 <<年金事務所からの通知控え>>	年金の受給額を確認します。 > 年金や恩給は <u>すべて収入の対象</u> となりますので、それぞれの額がわかる <u>最新の「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」</u> 等の写しを提出してください。また、 <u>企業年金や個人年金があるときはその通知書</u> などもあわせて提出願います。
⑩	収入額を証明できる書類 <<支給元>>	収入額を確認します。 > 利子・配当も収入として扱います。 <u>最新の「支払通知書」</u> 等を提出してください。
⑪	戸籍謄本 <<市区町村>>	認定対象者と被保険者との続柄を確認します。 > 住民票で被保険者と認定対象者の続柄が確認できない場合は提出してください。
⑫	仕送り額を証明できる書類 <<金融機関の受領書等>>	経済的な扶養の実態を確認します。 > 直近3か月分の振込通知書(写)や金融機関の通帳の写し等、定期的に生活費を振込んでいる事実がわかるものを提出してください。
⑬	在学証明書等 <<学校等>>	生活の中心が学業である(就労ではない)ことを確認します。 > 「 <u>在学証明書</u> 」もしくはそれに準ずるもの(学生証の写しも可)を提出してください。(進学を目的とする予備校生等の場合も同様とします。)
⑭	健康保険資格喪失証明書 <<前加入の健康保険組合>>	健康保険の重複加入防止、資格認定日の決定等に必要です。 > 申請の理由が認定対象者本人の退職ではない場合、他に確認する方法がないため提出をお願いします。ただし、申請時に <u>国民健康保険に加入されている場合は不要</u> です。
⑮	その方の収入を証明する書類 <<その方の勤務先>>	認定対象者が誰に扶養されるべきかを確認します。 > 例えば認定対象者が被保険者の子であるとき、その両親が共働きのときや、認定対象者の子に配偶者がいるときなどが該当します。別の扶養義務者の直近3か月の給与明細書(写)や直近の源泉徴収票(写)を提出してください。
⑯	婚姻日が確認できる書類 <<市区町村>>	認定対象者の資格認定日等を決定するために必要です。 > 結婚と同時に申請する場合(結婚時に配偶者が無職のときや、結婚と同時に退職する場合など)のみ必要です。婚姻届の受理証明書や戸籍謄本を提出してください。
⑰	滞在期間等が確認できる書類 <<入国管理局>>	被扶養者資格を認定できる条件を満たしているかを確認します。 > 原則として在留資格が1年以上あり、日本国内に居住・住民登録をしていなければ認定できません。「 <u>在留カード(両面の写し)</u> 」もしくは「 <u>特別永住者証明証</u> 」を添付してください。